

○神戸学院大学森記念文化体育館及び第2文化体育館使用規程

1992年4月1日

制定

改正 2004年4月1日

2007年4月1日

2015年4月1日

第1条 神戸学院大学森記念文化体育館及び第2文化体育館(以下「文化体育館」という。)

の使用に関する事項は、この使用規程の定めるところによる。

第2条 文化体育館を使用する者は、あらかじめ大学の許可を受けなければならない。

第3条 文化体育館を使用できる者は、本学の学生、教職員及び学生支援センター所長の認めた者とする。

第4条 文化体育館は、次の場合において使用することができる。

- (1) 大学の主催する行事
- (2) 課外活動
- (3) 学生及び教職員の主催する行事
- (4) その他、学生支援センター所長が認めたもの

2 使用の優先順位は、原則として前項各号に規定する順位による。

3 第1項第4号の規定により、学外者に使用させる場合には、別に定める使用料を徴収する。

ただし、特別の事情のあるときは、これを減免することができる。

第5条 使用者に次の各号の一に該当する行為があつた場合は、その許可を取り消し、以後の使用を禁止することがある。

- (1) 施設備品を破損又は滅失する行為
- (2) 使用权の全部又は一部を他に転貸しする行為
- (3) その他、本規程並びに森記念文化体育館及び第2文化体育館使用細則に違反し、管理運営上支障がある行為

2 大学において緊急その他やむを得ない理由により使用の必要が生じたときは、使用の許可を取り消す。

3 前二項により使用者が損害を受けても、大学は一切その責任を負わない。

第6条 使用者が施設又は設備を、故意又は重大な過失により破損又は滅失したときは、相当代価を弁償しなければならない。

第7条 文化体育館の使用中に生じた事故で、大学の責によらないものについては、大学は

一切その責任を負わない。

第8条 文化体育館の使用にかかる管理は、学生支援センターが行う。

附 則

1 この規程は、1992年4月1日から施行する。

2 森記念文化体育館使用規程(昭和53年9月29日制定)、トレーニング室使用規程(昭和53年9月29日制定)及び第2文化体育館使用規程(昭和56年6月8日制定)は、1992年3月31日をもって廃止する。

附 則(2004年4月1日)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2007年4月1日)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この規程は、2015年4月1日から施行する。